

No. 6

令和5年9月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

- 認定第 1 号 令和 4 年度戸田市一般会計歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-1
- 認定第 2 号 令和 4 年度戸田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 3 号 令和 4 年度戸田市市民医療センター特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 4 号 令和 4 年度戸田市交通災害共済事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 5 号 令和 4 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 6 号 令和 4 年度戸田市火災共済事業特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 7 号 令和 4 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 8 号 令和 4 年度戸田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて……別冊 No. 1-2
- 認定第 9 号 令和 4 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 10 号 令和 4 年度戸田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 11 号 令和 4 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計歳入歳出
決算認定について……別冊 No. 1-2
- 認定第 12 号 令和 4 年度戸田市水道事業会計決算認定について……別冊 No. 2
- 認定第 13 号 令和 4 年度戸田市下水道事業会計決算認定について……別冊 No. 2

報告第13号	令和4年度決算における健全化判断比率の報告について……………	1頁
報告第14号	令和4年度戸田市水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について……………	2頁
報告第15号	令和4年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足 比率の報告について……………	3頁
報告第16号	令和4年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 継続費精算報告書の報告について……………	4頁
報告第17号	専決処分の報告について……………	5頁
報告第18号	専決処分の報告について……………	7頁
議案第60号	戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例……………	9頁
議案第61号	戸田市笹目コミュニティセンター条例及び戸田市新曽南 多世代交流館条例の一部を改正する条例……………	10頁
議案第62号	戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部 を改正する条例……………	11頁
議案第63号	戸田市立福祉センター条例等の一部を改正する条例……………	12頁
議案第64号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	14頁
議案第65号	戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例……………	15頁
議案第66号	戸田市火災予防条例の一部を改正する条例……………	16頁
議案第67号	調停の申立て等について……………	19頁
議案第68号	令和4年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	20頁

議案第69号	令和4年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	21頁
議案第70号	令和5年度戸田市一般会計補正予算（第6号）……………	別冊 No. 8
議案第71号	令和5年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）……………	別冊 No. 8
議案第72号	令和5年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 （第1号）……………	別冊 No. 8
議案第73号	令和5年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊 No. 8
議案第74号	令和5年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第1号）……	別冊 No. 8
議案第75号	令和5年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算（第1号）……………	別冊 No. 8
議案第76号	令和5年度在宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）…	別冊 No. 8
議案第77号	令和5年度戸田市水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊 No. 9
議案第78号	令和5年度戸田市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊 No. 9

報告第13号

令和4年度決算における健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.74)	— (16.74)	8.3 (25.0)	19.8 (350.0)

備考 括弧書は早期健全化基準を示す。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第14号

令和4年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度戸田市水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

資金不足比率
—
(20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第15号

令和4年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度戸田市下水道事業会計決算における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

(単位：%)

資金不足比率
—
(20.0)

備考 括弧書は経営健全化基準を示す。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第16号

令和4年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年度戸市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比									
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	特定財源		左の財源内訳									
				年割額	特定財源		特定財源	特定財源		国県支出金	地方債	国県支出金	地方債	繰入金等	その他						
国県支出金	地方債	繰入金等	その他	国県支出金	地方債	繰入金等	その他	国県支出金	地方債	繰入金等	その他										
			R2	170,000,000	0	127,500,000	0	42,500,000	0	68,000,000	0	51,000,000	0	17,000,000	0	102,000,000	0	76,500,000	0	25,500,000	0
			R3	900,000,000	174,341,000	476,400,000	0	249,259,000	0	102,000,000	0	76,500,000	0	25,500,000	0	798,000,000	174,341,000	399,900,000	0	223,759,000	0
			R4	44,820,000	0	33,600,000	0	11,220,000	0	941,576,400	174,341,000	476,400,000	0	290,835,400	0	△ 896,756,400	△ 174,341,000	△ 442,800,000	0	△ 279,615,400	0
			計	1,114,820,000	174,341,000	637,500,000	0	302,979,000	0	1,111,576,400	174,341,000	603,900,000	0	333,335,400	0	3,243,600	0	33,600,000	0	△ 30,356,400	0

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された自動車事故に伴う損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

庁用自動車（大宮536せ34）事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

- 1 損害賠償の額 366,323円
（相手方(1)に対しては、270,182円
相手方(2)に対しては、96,141円）

2 損害賠償の相手方

(1) 車両所有者

所在地 東京都豊島区東池袋1-21-11 オーク池袋ビル8階
名称 医療法人社団明芳会 IMS Me-Lifeクリニック池袋
代表者 院長 山田 忍

(2) 同乗者

住所 (略)
氏名 (略)

3 概要

令和5年4月28日（金）午前11時頃、埼玉県蕨市中央7丁目42-5の路上にて、庁用自動車が信号待ちで停車中の前方車両に追突し、車両損害並びに当該車両に乗車していた運転者及び同乗者に対する人的損害を発生させたものである。

令和5年7月25日

戸田市長 菅原文仁

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

歩道上の障害物による転倒事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

1 損害賠償の額 92,721円

2 損害賠償の相手方

住 所 (略)

氏 名 (略)

3 概要

令和4年4月21日（木）午前8時00分頃、戸田市早瀬1丁目2番地先の戸田市道第3138号線（富士見大橋北側歩道部）を歩行していたところ、歩道上のワイヤーに足をとられ転倒し、負傷したものである。

令和5年7月18日

戸田市長 菅原文仁

議案第60号

戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第61号

戸田市笹目コミュニティセンター条例及び戸田市新曽南多世代交流館条例の一部を改正する条例

(戸田市笹目コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 戸田市笹目コミュニティセンター条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 使用時間は1時間以上とし、合計使用時間のうち30分となる部分の使用料は、この表の金額を2で除して得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(戸田市新曽南多世代交流館条例の一部改正)

第2条 戸田市新曽南多世代交流館条例(平成25年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 使用時間は1時間以上とし、合計使用時間のうち30分となる部分の使用料は、この表の金額を2で除して得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の戸田市笹目コミュニティセンター条例の規定及び第2条の規定による改正後の戸田市新曽南多世代交流館条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第62号

戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例
戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例（平成6年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項中「前納しなければ」を「納付しなければ」に改め、同条第2
項中「使用の許可の際に」を「使用した日の属する月の翌月10日を納期限と
して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第63号

戸田市立福祉センター条例等の一部を改正する条例

(戸田市立福祉センター条例の一部改正)

第1条 戸田市立福祉センター条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 使用時間は1時間以上とし、合計使用時間のうち30分となる部分の使用料は、この表の金額を2で除して得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(戸田市立勤労福祉センター条例の一部改正)

第2条 戸田市立勤労福祉センター条例(昭和52年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 使用時間は1時間以上とし、合計使用時間のうち30分となる部分の使用料は、この表の金額を2で除して得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(戸田市地域交流センター条例の一部改正)

第3条 戸田市地域交流センター条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考を備考第1項とし、備考に次の1項を加える。

2 使用時間は1時間以上とし、合計使用時間のうち30分となる部分の使用料は、この表の金額を2で除して得た額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の戸田市立福祉センター条例の規定、第2条の規定による改正後の戸田市立勤労福祉センター条例の規定及び第3条の規定

による改正後の戸田市地域交流センター条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第64号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第65号

戸田市立児童センター条例の一部を改正する条例

戸田市立児童センター条例（平成4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中備考を備考第1項とし、備考に次の1項を加える。

- 2 使用時間は1時間以上とし、合計使用時間のうち30分となる部分の使用料は、この表の金額を2で除して得た額とする（プールを使用する場合を除く。）。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の戸田市立児童センター条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第66号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グ	14kW以下	10	15	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距
				リル付こんろ・グ		0	注		注	
				リドル付こんろ、						
				キャビネット型						
				こんろ・グリル付						
				こんろ・グリドル						

			付こんろ					離を示す。	
			据置型レンジ	2.1kW以下	100	150注	150注		
不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4kW以下	800	0	—		0
			据置型レンジ	2.1kW以下	800	0	—		0
固体燃料	不燃 以外	木炭を 燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	500	500	500	
	不燃	木炭を 燃料とするもの	炭火焼き器	—	800	300	—	300	
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	500	100	500	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の戸田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第67号

調停の申立て等について

次のとおり調停の申立て等をするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 調停の申立ての相手方

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 申立ての趣旨

相手方に対し、相手方が占有している次の市が権利を有する管理地に存する工作物及び動産の収去を求める。

所 在 戸田市大字新曾字芦原1876番1の一部

地 積 362.31㎡の一部

3 申立ての理由

相手方に長年にわたって当該市が権利を有する管理地の明渡しを求めてきたが、相手方の主張と隔たりがあるため、調停手続により解決を図るものである。

4 申立て後の方針等

(1) 代理人弁護士を選任し、調停を遂行する。

(2) この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

(3) この調停において目的を達することができないときは、本案訴訟を提起することができる。

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第68号

令和4年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度戸田市水道事業会計未処分利益剰余金89,111,953円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和4年度 戸田市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	10,613,378,752		601,240,133	89,111,953
議会の議決による処分額	減債積立金の積立 0		0	△89,111,953
処分後残高	10,613,378,752		601,240,133	0 (繰越利益剰余金)

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第69号

令和4年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度戸田市下水道事業会計未処分利益剰余金77,218,869円を、以下のとおり積み立てることについて議会の議決を求める。

令和4年度 戸田市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金			
当年度末残高	4,232,312,286		291,412,540	77,218,869
議会の議決による処分額	0		0	△77,218,869
処分後残高	4,232,312,286		291,412,540	0 (繰越利益剰余金)

令和5年8月30日提出

戸田市長 菅原文仁